○農林水産省告示第千七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市九郎原字ヤシキノ上二五〇一、字〃ヤノワキ二六六五、二六六六の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・環境省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月八日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

環境大臣　細野　豪志

○農林水産省告示第千七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字山中川内六二四四の二・六二四六の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市滝ケ原四七一〇の六・四七一〇の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市上塩原字二階山五六五の一四・五六五の一五（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

承認番号　11―46P―0010

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート耐性ピマワタ（改変*cp4 epsps*, *Gossypium barbadense* L.）（MON88913, OECD UI:MON―88913―8）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　11―46P―0011

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ（改変*cp4 epsps*, *Brassica napus* L.）（MON88302, OECD UI:MON―88302―9）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県稲敷郡河内町生板字小川4717番地 名　称：日本モンサント株式会社隔離ほ場 使用期間：承認日から平成26年5月31日まで 1　隔離ほ場の施設 (1)　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2)　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 (3)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴などに付着した土、本遺伝子組換えセイヨウナタネの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、本遺伝子組換えセイヨウナタネの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 (4)　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を防止するための防風網を設置している。また開花期には試験区を寒冷紗で覆うことにより花粉の飛散を防止する。 (5)　播種時及び成熟期には防鳥網などを用いた鳥害防止策を講じる。